

## 補装具及び日常生活用具の範囲の見直し等に対する検討

- 1 補装具から日常生活用具に整理された種目について、労災保険の義肢等補装具支給制度の支給対象種目とするべきか。

- (1) 現状

労災保険の義肢等補装具支給制度は、被災労働者の社会復帰を促進するために必要な事業として実施するものであり、現行制度では、旧身体障害者福祉法の補装具給付制度における補装具 16 種目のうち、色めがね（種目「眼鏡」として支給対象となっている 1 つの名称）（障害者自立支援法の補装具費支給制度では支給の対象外となった。）及び頭部保護帽を除く 15 種目を支給対象種目としている。

一方、障害者自立支援法の施行に当たり、障害保健福祉施策としての補装具及び日常生活用具の範囲の見直しがされ、「点字器」、「人工喉頭」、「収尿器」、「ストマ用装具」及び「歩行補助つえ（1 本つえのみ）」が補装具から日常生活用具に整理された。

なお、旧身体障害者福祉法における日常生活用具のうち、「特殊寝台（ギャッチベッド）」、「特殊マット（褥瘡予防敷ふとん）」、「移動用リフト（介助用リフター）」については、現行の制度における支給対象種目となっている。

- (2) 検討の視点

労災保険の義肢等補装具支給制度の趣旨と照らして、「点字器」、「人工喉頭」、「収尿器」、「ストマ用装具」及び「歩行補助つえ（1 本つえのみ）」が、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完、代替するものでその効果が確実であるか。

また、被災労働者の日常生活又は就労において、必要不可欠なものであるか。

- (3) 検討の方向性（案）

障害者自立支援法では、補装具の定義を踏まえ、給付に関して医師の意見書等の専門的な知見を要せず市町村の判断で給付できる「点字器」、「人工喉頭」、「収尿器」、「ストマ用装具」及び「歩行補助つえ（1 本つえのみ）」を補装具から日常生活用具に整理したものであるが、これら用具は、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完、代替するものでその効果が確実であり、被災労働者が日常生活や就労に当たって必要不可欠なものであることから、今後も支給対象とすることとしてはどうか。

## 2 日常生活用具から補装具に整理された種目について、新たに労災保険の義肢等補装具支給制度として支給対象種目に追加すべきか。

### (1) 現状

「重度障害者用意思伝達装置」とは、「両上下肢の機能を全廃し、かつ、言語機能を喪失した者のまばたき等の残存機能による反応をセンターにより感知して、ディスプレイに表示すること等により、その者の意思を伝達する機能を有するもの」であって、現行制度では支給対象種目ではない。

一方、障害者自立支援法の施行に当たり、障害保健福祉施策としての補装具及び日常生活用具の範囲の見直しがされ、「重度障害者用意思伝達装置」が日常生活用具から補装具に整理された。

障害者自立支援法では、「重度の両上下肢及び音声・言語機能障害者であって、重度障害者用意思伝達装置によらなければ意思の伝達が困難な者」を支給対象者としている。

### (2) 検討の視点

労災保険の義肢等補装具支給制度の趣旨と照らして、「重度障害者用意思伝達装置」が、損なわれた身体機能を補完、代替するものでその効果が確実であるか。

また、被災労働者の日常生活において必要不可欠なものであるか。

「重度障害者用意思伝達装置」が全国のどこにおいても、入手、修理等が可能なものであるか。

支給対象種目とするとした場合、支給基準をどのような内容にするか。

### (3) 検討の方向性（案）

両上下肢の機能全廃及び言語機能を喪失した者に対して、「重度障害者用意思伝達装置」は、損なわれた身体機能を補完、代替するものでその効果が確実であり、被災労働者の日常生活において必要不可欠なものであることから、支給対象種目に追加してはどうか。

また、支給対象者は、「両上下肢の全廃又は喪失し、かつ、言語機能を廃したことにより、障害（補償）給付の支給を受けた者又は受けると見込まれる者で、重度障害者用意思伝達装置によらなければ、意思の伝達が困難な者」としてはどうか。

3 障害者自立支援法において、新たに追加された車いす、電動車いすの付属品を労災保険の義肢等補装具支給制度の車いす及び電動車いすの付属品として、追加すべきか。

(1) 現状

平成19年7月1日から障害者自立支援法の補装具の車いすの付属品に、「ステッキホルダー」、「泥よけ」、「屋外用キャスター」、「転倒防止用装置」、「滑り止めハンドリム」、「キャリパーブレーキ」、「フットブレーキ」、「携帯用会話補助装置搭載台」、「酸素ボンベ固定装置」、「人工呼吸器搭載台」、「栄養パック取り付け用ガートル架」、「点滴ポール」が追加された。

また、電動車いすの付属品に、「ステッキホルダー」、「転倒防止用装置」、「クライマーセット」、「フロントサブホイール」、「携帯用会話補助装置搭載台」、「酸素ボンベ固定装置」、「人工呼吸器搭載台」、「栄養パック取り付け用ガートル架」、「点滴ポール」が追加された。

これらの付属品については、現行では支給対象の付属品ではないが、「転倒防止用装置」等については、過去、基準外として支給している事例がある。

(2) 検討の視点

労災保険の義肢等補装具支給制度の車いす及び電動車いすの支給対象者が、車いす又は電動車いすを安全に安定して使用するために必要な付属品であるのか。

(3) 検討の方向性（案）

「ステッキホルダー」、「泥よけ」、「屋外用キャスター」、「転倒防止用装置」、「クライマーセット」、「フロントサブホイール」、「滑り止めハンドリム」、「キャリパーブレーキ」、「フットブレーキ」、「酸素ボンベ固定装置」、「人工呼吸器搭載台」、「栄養パック取り付け用ガートル架」、「点滴ポール」については、利用者が安全に安定して使用するために必要な付属品であることから、支給対象の付属品としてはどうか。

「携帯用会話補助装置搭載台」については、車いすの付属品として包括的に支給対象とすることが適当でないことから支給対象外とし、事案に応じ必要があれば、基準外として支給を認めてはどうか。